

上尾市職員倫理条例に係る運用状況の公表について(令和 6 年度分)

» 職員倫理条例の運用状況

上尾市職員倫理条例（令和 2 年 3 月 26 日条例第 11 号）第 2 5 条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 要望等

【要望等の記録の件数】

年度	受理件数
令和 6 年度	2,268

要望等とは

職員に対して行われる職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいいます。

なお、その場で用件が終了したものや回答する必要があるものなど、条例第 1 1 条に規定する記録の例外に該当したものについては除きます。

2 不当要求行為等

【不当要求行為等の件数】

年度	報告件数	警告を行った件数
令和 6 年度	1	0

不当要求行為等とは

次のアからオまでに掲げる行為をいいます。

ア 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

イ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為

ウ 人事（職員の採用、任用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為

エ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為

オ アからエまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

3 働きかけ行為

【働きかけ行為の件数】

年度	報告件数	警告を行った件数
令和6年度	0	0

働きかけ行為とは

職員に対し、職務に関し正当な理由なく、特別職に属する職員が行う職員の公正又は正当な職務の遂行を妨げることをいいます。

4 公益（目的）通報

【公益（目的）通報の件数】

年度	通報件数	調査に着手した件数	備考
令和6年度	0	0	

公益通報とは

公益を守るために、職員等が、知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為について通報することをいいます。

公益目的通報とは

市民等が職員等に準じて行う通報をいいます。

5 法曹有資格者の配置・活用

法曹有資格者の配置

弁護士資格を有する特定任期付職員1名を「法務監」として総務部に配置し、職員が法律上の課題について相談しやすい体制を整えました。

【法務監による法務相談件数】

年度	相談件数
令和6年度	122

6 職員研修

【職員研修の実施状況】

年度	対象	受講者数	形式
令和6年度	管理職（市長等を含む）	103	講演
	全職員	全職員	eラーニング
	全職員	全職員	職場内研修(事例検討)